

伊勢都市計画特定用途制限地域の変更（伊勢市決定）

伊勢都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種 類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域 （自然環境地区）	約 3,193.1 ha	<p style="text-align: center;">建 築 物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗等の床面積の合計が 150 m²を超えるもの 又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの ○事務所の床面積の合計が 150 m²を超えるもの 又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの ○ボーリング場、スケート場、水泳場等 ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー、個室付浴場等 ○自動車教習所 ○倉庫業を営む倉庫 ○工場 (ただし、次のものを除く。 ①農産物の処理又は加工に必要な施設 ②木材加工場や陶磁器工場 ③パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業 場の面積が 50 m²以下のもの) ○危険物の貯蔵・処理に関する施設 (ただし、上記①②③に掲げる工場において貯 蔵または処理する危険物の貯蔵・処理に関 する施設を除く。) <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、保安林の区域については、特定用途制限地域の区域から除く。
		<p style="text-align: center;">工 作 物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クラッシャープラント、コンクリートプラント等 ○アスファルトプラント等 ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	

<p>特定用途制限地域 (第一種田園 ・集落地区)</p>	<p>約 1,663.6 ha</p>	<p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗等の床面積の合計が 150 m²を超えるもの 又は3階以上の部分をその用途に供するもの ○事務所の床面積の合計が 150 m²を超えるもの 又は3階以上の部分をその用途に供するもの ○ホテル・旅館 ○ボーリング場、スケート場、水泳場等 ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー、個室付浴場等 ○自動車教習所 ○倉庫業を営む倉庫 ○工場 <p>(ただし、次のものを除く。 ①農産物の処理又は加工に必要な施設 ②パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50 m²以下のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険物の貯蔵・処理に関する施設 <p>(ただし、上記①②に掲げる工場において貯蔵または処理する危険物の貯蔵・処理に関する施設を除く。)</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
		<p>工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クラッシュプラント、コンクリートプラント等 ○アスファルトプラント等 ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
<p>特定用途制限地域 (第二種田園 ・集落地区)</p>	<p>約 3,695.8 ha</p>	<p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗等の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの ○ホテル・旅館 ○ボーリング場、スケート場、水泳場等で、床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー、個室付浴場等 ○自動車教習所で、床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの ○倉庫業を営む倉庫 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	<p>・ただし、保安林の区域については、特定用途制限地域の区域から除く。</p>
		<p>工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	

特定用途制限地域 (幹線道路沿道 流通・業務地区)	約 439.6 ha	建築物	○店舗等の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの ○客席が200㎡以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー等 ※ただし、都市公園内における公園施設を除く。
		工作物	○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等 ※ただし、都市公園内における公園施設は除く。
特定用途制限地域 (低層住居専用 地区)	約 23.0 ha	建築物	○第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物以外 ※ただし、都市公園内における公園施設を除く。
		工作物	○クラッシュプラント、コンクリートプラント等 ○アスファルトプラント等 ○工作物である単独車庫で、築造面積が50㎡を超えるもの ○工作物である建築物附属自動車車庫で、築造面積が600㎡を超えるもの ○高さが8mを超えるサイロ等 ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等 ※ただし、都市公園内における公園施設を除く。
特定用途制限地域 (サンアリーナ 周辺地区)	約 84.4 ha	建築物	○住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ○店舗等 ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○キャバレー、個室付浴場等 ○幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ○大学、高等専門学校、専修学校 ○図書館等 ○神社、寺院、教会等 ○病院 ○老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 ○老人福祉センター、児童厚生施設等 ※ただし、都市公園内における公園施設を除く。
合 計	約 9,099.5 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙理由書のとおり